児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令案について（概要）

こども家庭庁成育基盤企画課・保育政策課

１．改正の趣旨

○　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号。以下「改正法」という。）において、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化するとともに、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設したところ。

○　改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「改正後児童福祉法」という。）第 18 条の 26 第１項に基づく試験実施方法書の記載内容、第 33 条の 15 第１項に基づく児童福祉審議会等へ報告する事項等及び改正後児童福祉法及び令和７年７月７日からパブリック・コメント中の児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案による改正後の児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「改正後児童福祉法施行令」という。）に基づく試験実施方法書の記載事項等については内閣府令で定めることとされ、又はされる予定であるところ、本府令は、これらの法令において新たに内閣府令に委任された事項を児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）において定めるとともに、規則その他府令について所要の改正を行うものである。

２．改正の概要

（１）規則関係

○　改正後児童福祉法第 18 条の６第３号において、地域限定保育士の登録後３年を経過した者のうち、地域限定保育士として内閣府令で定める期間以上業務に従事した者は、保育士となる資格を有するとされたところ、この内閣府令で定める期間を、１年（ただし、改正後児童福祉法第 18 条の 28 第２項に規定する業務に従事した合計時間が 1,440 時間に至らない場合においては、当該合計時間が 1,440 時間に至るまでの期間）とする。

○　保育士試験の科目の受験免除となる、既に合格した科目の範囲に、地域限定保育士試験において合格した科目を含むこととする。

○　都道府県は、不正の方法によって地域限定保育士試験を受けようとした者又は地域限定保育士試験に関する規定に違反した者に対し、保育士試験の受

験を停止し、又はその合格を無効とするものとする。

○　指定試験機関は、不正の方法によって地域限定保育士試験を受けようとした者又は地域限定保育士試験に関する規定に違反した者に対して、保育士試験の受験を停止し、又はその合格を無効としたときは、遅滞なく、現行の規則第６条の 26 第２項に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならないものとする。

○　改正後児童福祉法第 18 条の６第３号に該当することを証する書類は、地域限定保育士登録証及び上述の改正後児童福祉法第 18 条の６第３号に規定する内閣府令で定める期間以上の期間改正後児童福祉法第 18 条の 28 第２項に規定する業務に従事したことを証する書類とする。

○　改正後児童福祉法第 18 条の 26 第１項の認定を受けようとする都道府県又は指定都市が作成する試験実施方法書には、同項に規定する事項のほか、以下の事項を記載することとする。

・試験問題の水準を確保するための方策
・試験問題の作成の体制
・（後述の規定により、同等の内容を有する保育原理等の科目に代えて地域試験科目を行う場合）筆記試験科目と同等の内容を有するものと認められる科目の内容及び理由並びに実施しないこととする科目名
・（後述の講習を行う場合）講習の実施の方法

○　改正後児童福祉法第 18 条の 26 第１項の認定の申請を行おうとする指定都市の長は、以下の書類を添えて当該指定都市を包括する都道府県の知事に同意を求めるものとする。

・試験実施方法書
・保育士確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類
・その他当該都道府県知事が必要と認める書類

○　都道府県又は指定都市が改正後児童福祉法第 18 条の 26 第１項の認定を受けた場合、試験の科目、試験の方法、試験の実施回数及び講習の実施の方法（講習を実施する場合に限る。）を公表するものとする。

○　改正後児童福祉法第 18 条の 27 第２項において準用する改正後児童福祉

法第 18 条の 26 第２項の内閣府令で定める書類は、変更しようとする事項及び年月日並びに変更の理由を記載した書類とする。

○　改正後児童福祉法第 18 条の 27 第２項において準用する改正後児童福祉法第 18 条の 26 第３項の同意を得ようとする指定都市の長は、変更しようとする試験の実施回数及び年月日並びに変更の理由を記載した書類その他当該指定都市を包括する都道府県の知事が必要と認める書類を添えて、当該都道府県知事に同意を求めるものとする。

○　認定地方公共団体の長が改正後児童福祉法第 18 条の 26 第２項の認定を受けた場合、変更した事項及び変更の理由（ただし、改正後児童福祉法第 18 条の 26 第１項の認定を受けたときに公表することとしている事項に限る。）を公表するものとする。

○　改正後児童福祉法第 18 条の 28 第１項第２号の内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により地域限定保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

○　地域限定保育士試験は、認定試験実施方法書の定めるところにより、筆記試験及び実技試験について行い、実技試験は筆記試験の全てに合格した者について行うこととする。

○　筆記試験は、保育原理、教育原理、社会的養護、子ども家庭福祉、社会福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育実習理論（以下「保育原理等の科目」という。）について行うこととするほか、地域の実情に応じ必要な科目（以下「地域試験科目」という。）について筆記試験を行うことができることとする。なお、地域試験科目が保育原理等の科目と同等の内容を有するものと認められる場合は、認定試験実施方法書の定めるところにより、同等の内容を有する保育原理等の科目に代わるものとして、当該地域試験科目を行うことができることとする。

○　実技試験は、保育実習実技について行うこととするほか、認定地方公共団体の長は、認定地方公共団体の長が実施する、一定の要件を満たす講習を修了した者に対して、実技試験の全部を免除することができることとする。

○　改正後児童福祉法第 18 条の 29 に基づき認定地方公共団体が地域限定保

育士登録を受けている者について講じなければならない措置は、保育士と連携して児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を適切に行うことができるようにするために行う地域限定保育士の専門性の向上に資する研修とする。

○　改正後児童福祉法第 18 条の 30 第１項に基づき認定地方公共団体が毎年度、内閣総理大臣に報告する事項は、同条に規定する事項のほか、以下の事項とする。

・当該年度における試験問題の作成の体制
・当該年度において講じた地域限定保育士試験の質を確保するための方策
・（同等の内容を有する保育原理等の科目に代えて地域試験科目を行った場合）当該年度において筆記試験科目と同等の内容を有するものと認められる科目として実施した科目の内容
・（講習を実施した場合）当該年度における講習の実施の状況

○　指定地域試験機関の指定を受けようとする者は、その名称や行おうとする地域試験事務の範囲を記載した申請書に、現行の規則第６条の 17 において指定試験機関の指定を受けようとする者が都道府県に提出することとされている申請書及び添付書類と同等の申請書及び添付書類を認定地方公共団体の長に提出しなければならないものとする。

○　法第 18 条の 32 第２項の内閣総理大臣の同意を受けようとする認定地方公共団体の長は、指定地域試験機関の指定を受けようとする者が認定地方公共団体の長に提出することとしている書類のほか、当該認定地方公共団体の長が、当該一般社団法人及び一般財団法人以外の法人に判定事務を行わせることを適当と認める理由を記載した書類を提出するものとする。

○　認定地方公共団体の長は、地域限定保育士登録の申請があったときは、申請事項の記載内容を審査し、当該申請者が地域限定保育士となる資格を有すると認めたときは、地域限定保育士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に地域限定保育士登録証を交付する。また、地域限定保育士となる資格を有しないと認めたときは、理由を付し、申請者に当該申請書を返却するものとする。

○　改正後児童福祉法第 18 条の 33 第４項において準用する改正後児童福祉法第 18 条の 20 第２項の内閣府令で定める機関は、改正後児童福祉法第８条第４項に規定する市町村児童福祉審議会又は社会福祉法第７条第１項に

規定する地方社会福祉審議会とする。

○　地域限定保育士が改正後児童福祉法第 18 条の６第３号に該当することを証する書類として地域限定保育士登録証を地域限定保育士登録を行った都道府県知事（指定都市の長が当該地域限定保育士登録を行った場合は、当該指定都市を包括する都道府県の知事。以下同じ。）に提出し、当該都道府県知事の保育士登録を受けた場合には、改正後児童福祉法施行令に規定する地域限定保育士登録証の返納義務を果たしたものとみなすこととする。この場合において、指定都市の長が行った地域限定保育士登録に係る地域限定保育士登録証の提出を都道府県知事が受けた場合であるときは、当該都道府県知事は速やかに当該指定都市の長に当該地域限定保育士登録証を返納しなければならないものとする。

○　保育士試験を受けようとする際の申請書に記載する事項及び保育士登録簿の記載事項について、戸籍や住民基本台帳の記載事項における取扱いを踏まえて見直しを行う。

○　現行の規則第６条の９，第６条の 11 から第６条の 16 まで、第６条の 18 から第６条の 30 まで、第６条の 33 の２から第６条の 36 までの規定を、地域限定保育士について読み替えて準用する。

○　家庭的保育者等に該当することの要件の一部として、保育士であることが規定されているところ、この保育士に地域限定保育士も含まれることとする。

○　改正法により新たに通報義務等を設けた施設等についても、現行通報義務等の対象となっている施設等と同様、児童福祉審議会等に対し、以下を報告するものとする。

・被措置児童等虐待に係る施設等の名称、所在地及び種別
・被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる児童の性別、年齢及びその他の心身の状況
・被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因
・被措置児童等虐待を行った施設職員等の氏名、生年月日及び職種
・改正後児童福祉法第 33 条の 10 第２項に規定する所管行政庁又は改正後児童福祉法第 33 条の 16 の２第１項に規定する措置実施都道府県知事が講じた措置の内容
・被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場

合にはその内容

○　市町村長が都道府県知事に報告する事項等として、以下を規定する。
・被措置児童等虐待があった施設等の種別（ただし、次に掲げる施設等については、当該施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別とする。）
イ　小規模住居型児童養育事業及び里親　里親等
ロ　児童自立生活援助事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設　社会的養護関係施設等
ハ　障害児入所施設及び指定発達支援医療機関　障害児施設等
ニ　一時保護施設又は改正後児童福祉法第 33 条第１項若しくは第２項の委託を受けて一時保護を行う者　一時保護施設等
・被措置児童等虐待を行った職員等の職種

○　都道府県知事等が被措置児童等虐待の状況等を公表する際は、ウェブサイトにおいて公表するものとする。

○　その他、改正法の施行に伴う所要の規定の整備等並びに様式の制定及び改正を行う。

（２）関係規定の整備
○　改正法において、国家戦略特別区域限定保育士（以下「特区限定保育士」という。）に係る国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の規定が削除されることに伴い、内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和５年内閣府令第 44 号）においても特区限定保育士に係る規定を削除する。

○　子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第１条において定める子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第７条第 10 項第４号の内閣府令で定める基準について、同規則第１条第１号イ（２）において規定する保育士に、地域限定保育士も含むこととする。

○　その他、改正法の施行に伴う所要の規定の整備及び様式の廃止等を行う。

（３）経過措置
○　改正法附則第 15 条第１項において、旧試験合格者について、国家戦略特

別区域法の一部の規定がなおその効力を有するものとするとされたことに伴い、所要の経過措置を設ける。

３．根拠条項

○　改正後児童福祉法第 18 条の６第３号、第 18 条の 18 第１項、第 18 条の 33 第４項において準用する第 18 条の 20 の２第２項、第 18 条の 26 第１項、及び第５項（同条第２項及び第５項については、第 18 条の 27 第２項において準用する場合を含む。）、第 18 条の 28 第１項第２号、第 18 条の 29、第 18 条の 30 第１項及び第２項、第 18 条の 33 第１項、第 33 条の 15 第１項並びに第 33 条の 16 並びに改正後児童福祉法施行令第 20 条の３（認定地方公共団体の長が地域限定保育士試験委員を選任するときの要件について内閣府令に委任するものとして新設予定）、第 20 条の６の規定において準用する第 19 条（地域限定保育士が地域限定保育士登録を取り消された場合又は保育士登録証の交付を受けた場合の地域限定保育士登録を行った認定地方公共団体の長への地域限定保育士登録証の返納義務の手続について、内閣府令に委任するものとして新設予定）及び第 21 条（保育士及び地域限定保育士に関し必要な事項は、内閣府令で定めることとするものとして改正予定）等

４．施行期日等

○　公 布 日：令和７年９月下旬（予定）

○　施行期日：令和７年 10 月１日